

## 吸収分割に係る事後開示書面

(会社法第 791 条第 1 項第 1 号、会社法第 801 条第 3 項第 2 号及び  
会社法施行規則第 189 条に定める書面)

2026 年 2 月 20 日

株式会社ヤマザワ  
株式会社東北ナイス

## 吸収分割に係る事後開示書面

2026年2月20日

山形県山形市あこや町三丁目8番9号  
株式会社ヤマザワ  
代表取締役 古山 利昭

秋田市御所野湯本六丁目2番40号  
株式会社東北ナイス  
代表取締役 齋藤 寛之

株式会社ヤマザワ（以下、「分割会社」といいます。）及び株式会社東北ナイス（以下、「承継会社」といいます。）は、2025年9月30日付で締結した吸収分割契約書（以下、「本吸収分割契約」といいます。）及び2025年11月5日付で締結した吸収分割契約書に関する変更契約書に基づき、2026年2月20日を効力発生日として、分割会社が秋田県で6店舗のスーパーマーケットを展開するよねや事業、並びにその周辺事業であるフィットネス事業、宝くじ事業及び不動産事業（以下、「対象事業」といいます。）を、承継会社に承継させる吸収分割（以下、「本吸収分割」といいます。）を行いました。

本吸収分割に関し、会社法第791条第1項第1号、会社法第801条第3項第2号及び会社法施行規則第189条の定めにより開示すべき事項は、下記のとおりです。

### 記

#### 1. 本吸収分割が効力を生じた日（会社法施行規則第189条第1号）

2026年2月20日

#### 2. 分割会社における各手続の経過（会社法施行規則第189条第2号）

##### （1）株主の差止請求（会社法第784条の2）

本吸収分割は、会社法第784条第2項に規定する場合（簡易吸収分割）に該当するため、該当事項はありません。

##### （2）反対株主の株式買取請求（会社法第785条）

本吸収分割は、会社法第784条第2項の規定する場合（簡易吸収分割）に該当するため、該当事項はありません。

(3) 新株予約権買取請求（会社法 787 条）

分割会社は会社法第 787 条第 1 項第 2 号の規定に該当する新株予約権を発行していないため、該当事項はありません。

(4) 債権者の異議（会社法第 789 条）

分割会社は、会社法第 789 条第 2 項及び第 3 項に基づき、2025 年 10 月 14 日付の官報及び電子公告において、吸収分割をする旨、承継会社の商号及び住所、分割会社及び承継会社の計算書類に関する事項、並びに債権者が一定の期間内に異議を述べることできる旨を公告いたしました。所定の期間内に同条第 1 項の規定による異議を述べた債権者はいませんでした。

**3. 承継会社における各手続の経過（会社法施行規則第 189 条第 3 号）**

(1) 株主の差止請求（会社法第 796 条の 2）

会社法第 796 条の 2 に基づく本吸収分割の差止めを請求した株主はいませんでした。

(2) 反対株主の株式買取請求（会社法第 797 条）

承継会社は、会社法第 797 条第 3 項の規定に基づき、その株主に対し、吸収分割をする旨、並びに分割会社の商号及び住所を通知いたしました。所定の期間内に同条第 1 項の規定による株主の買い取りを請求した株主はいませんでした。

(3) 債権者の異議（会社法第 799 条）

承継会社は、会社法第 799 条第 2 項及び第 3 項に基づき、2025 年 10 月 14 日付の官報にて、吸収分割をする旨、分割会社の商号及び住所、分割会社及び承継会社の計算書類に関する事項、並びに債権者が一定の期間内に異議を述べることできる旨を公告いたしました。所定の期間内に同条第 1 項の規定による異議を述べた債権者はいませんでした。

**4. 本吸収分割により承継会社が分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項（会社法施行規則第 189 条第 4 号）**

承継会社は、本吸収分割の効力発生日である 2026 年 2 月 20 日をもって、分割会社から、本吸収分割契約の定めに従い、対象事業に関する権利義務を承継いたしました。

**5. 会社法第 923 条の変更の登記をした日（会社法施行規則第 189 条第 5 号）**

分割会社及び承継会社は、会社法第 923 条の規定に従い、効力発生日から 2 週間以内に本吸収分割に係る変更登記申請を行う予定です。

**6. その他吸収分割に関する重要な事項（会社法施行規則第 189 条第 6 号）**

該当事項はありません。

以 上